

# 改正認定医療法人制度の概要

税理士法人 TACHIBANA

代表社員 立花 洋介

# 目次 改定認定医療法人制度の概要

I. 現在の医療法人の体系

II. 持分の定めのある社団医療法人の問題点（イメージ図）

III. 出資持分の定めのある社団医療法人から出資持分の定めのない社団医療法人への移行時の問題点

a) 出資持分を払戻した場合（イメージ図）

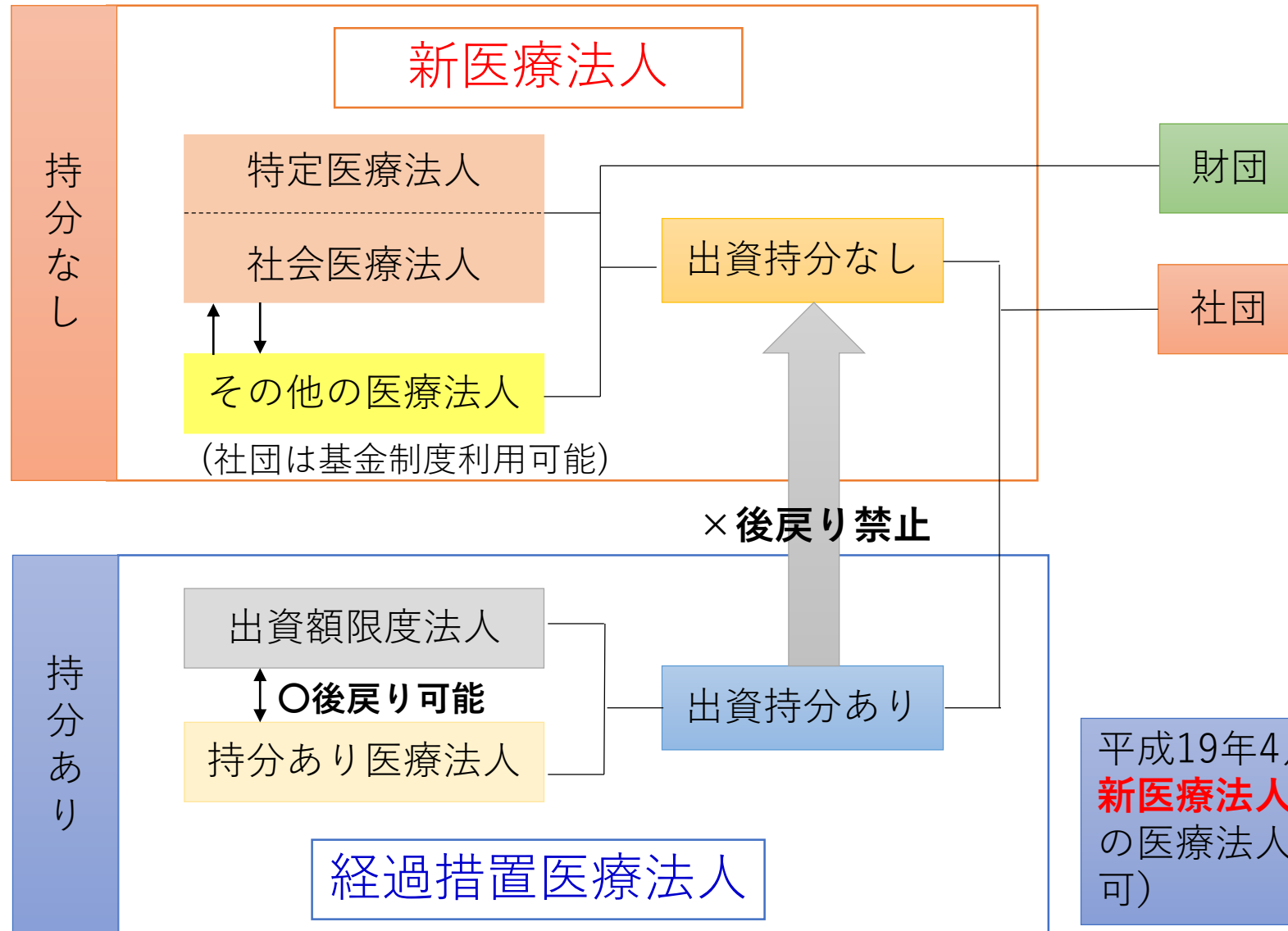
b) 出資持分を放棄した場合（イメージ図）

IV. 改正認定医療法人制度を利用して出資持分を放棄した場合（イメージ図）

V. 旧認定医療法人制度と改正認定医療法人制度の違い

# I. 現在の医療法人の体系

平成19年4月1日以降



平成19年から平成26年  
新医療法人への以降は  
各々医療法人の自主性に  
委ねられた

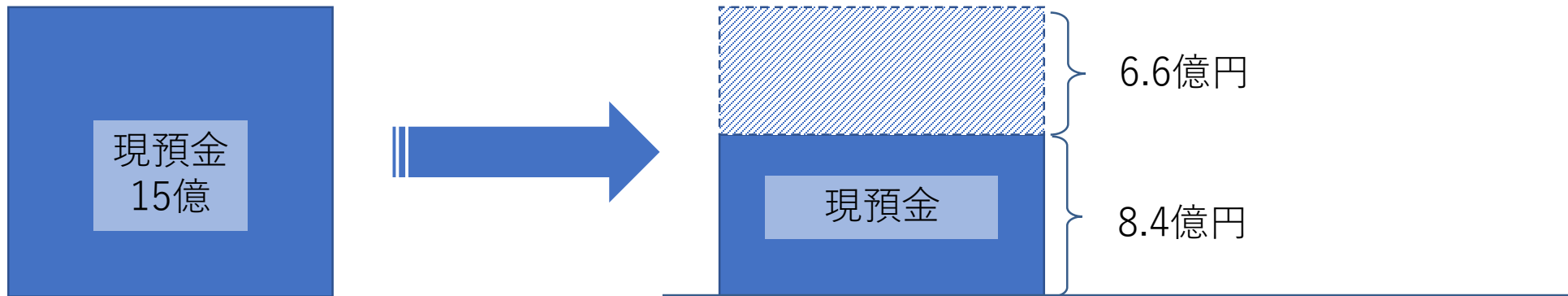
平成26年改正医療法  
経過措置医療法人から新  
医療法人移行促進の施策  
の努力義務が規定された  
⇒ **認定医療法人制度創設**

平成19年4月以降設立できる医療法人は、**新医療法人**のみ（**経過措置医療法人**（旧法の医療法人）は、平成19年4月以降設立不可）

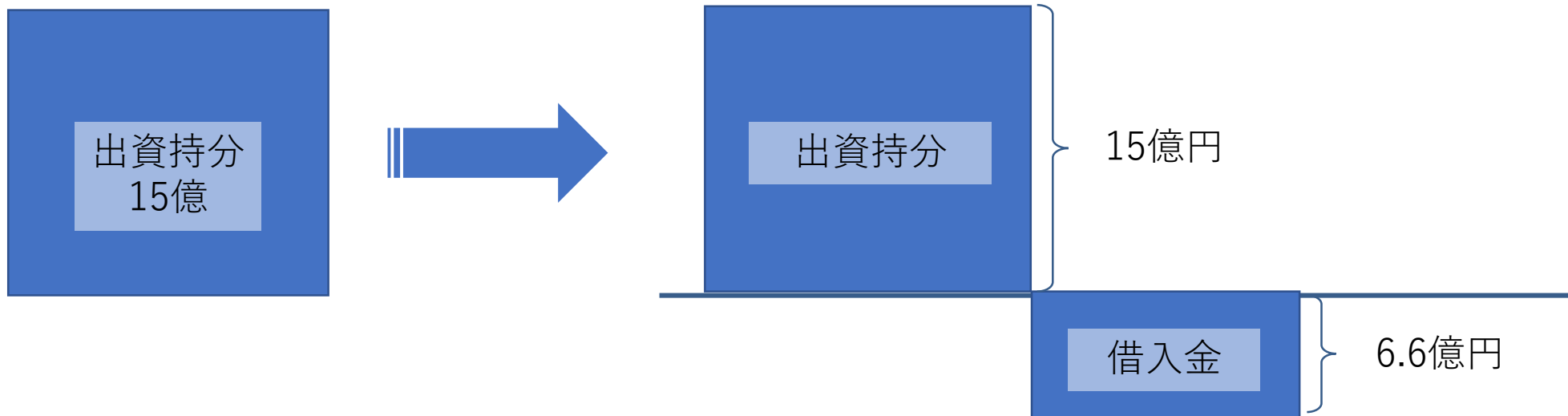
## Ⅱ. 出資持分の定めのある社団医療法人の問題点（イメージ図）

相続人：子2人の場合

相続財産：現預金15億

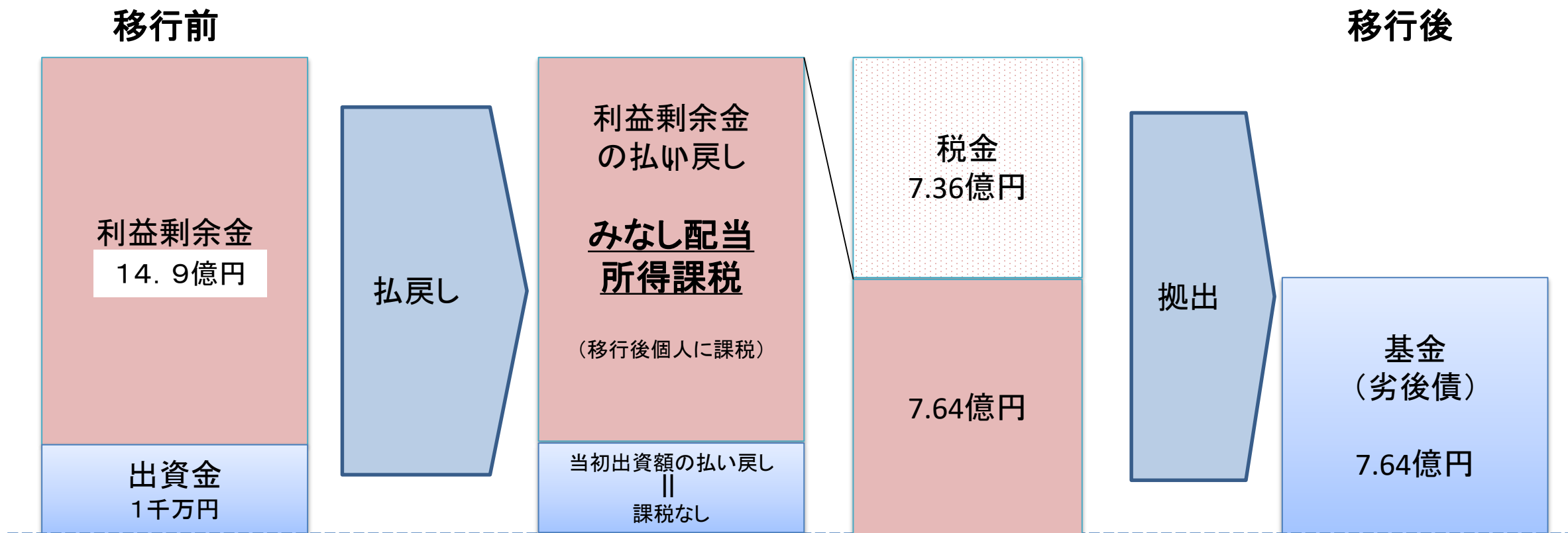


相続財産：出資持分15億



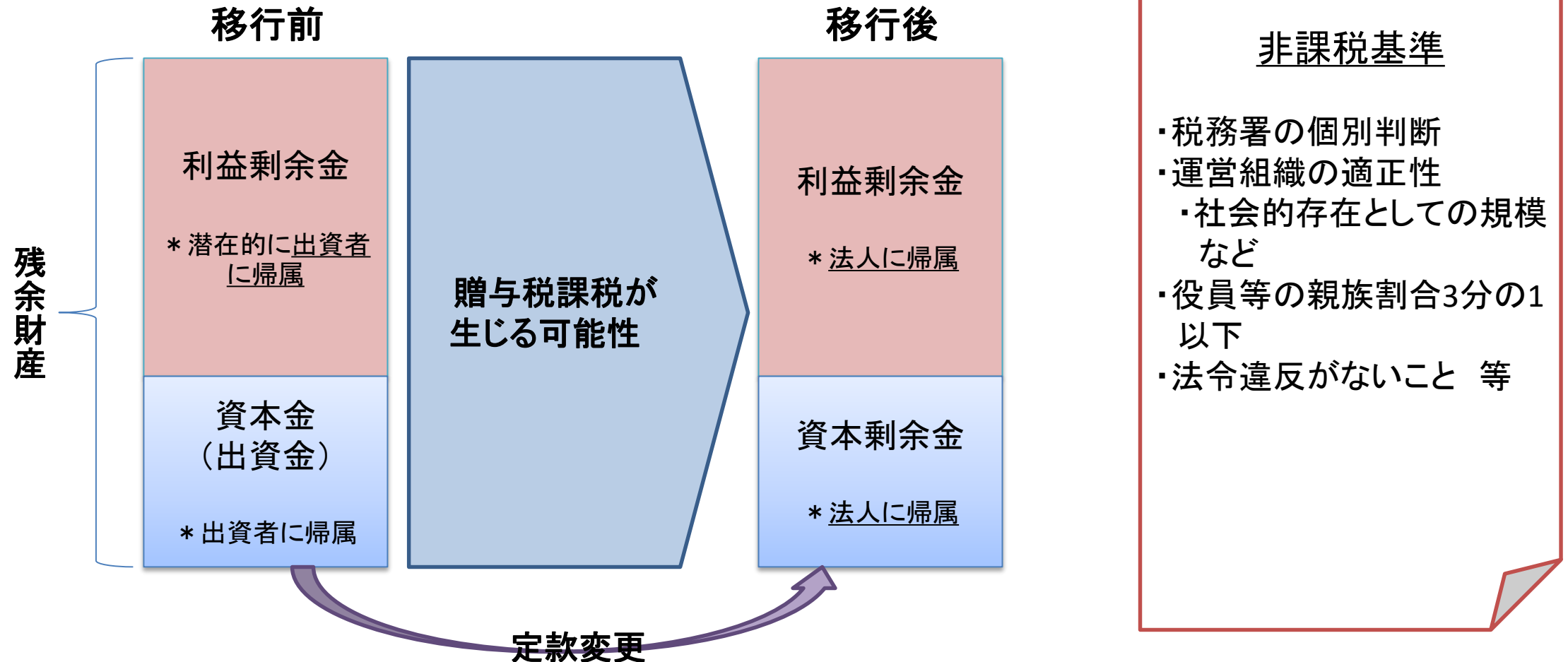
### Ⅲ. 出資持分の定めのある社団医療法人から 出資持分の定めのない社団医療法人への移行時の問題点

a) 出資持分を払戻した場合(イメージ図)

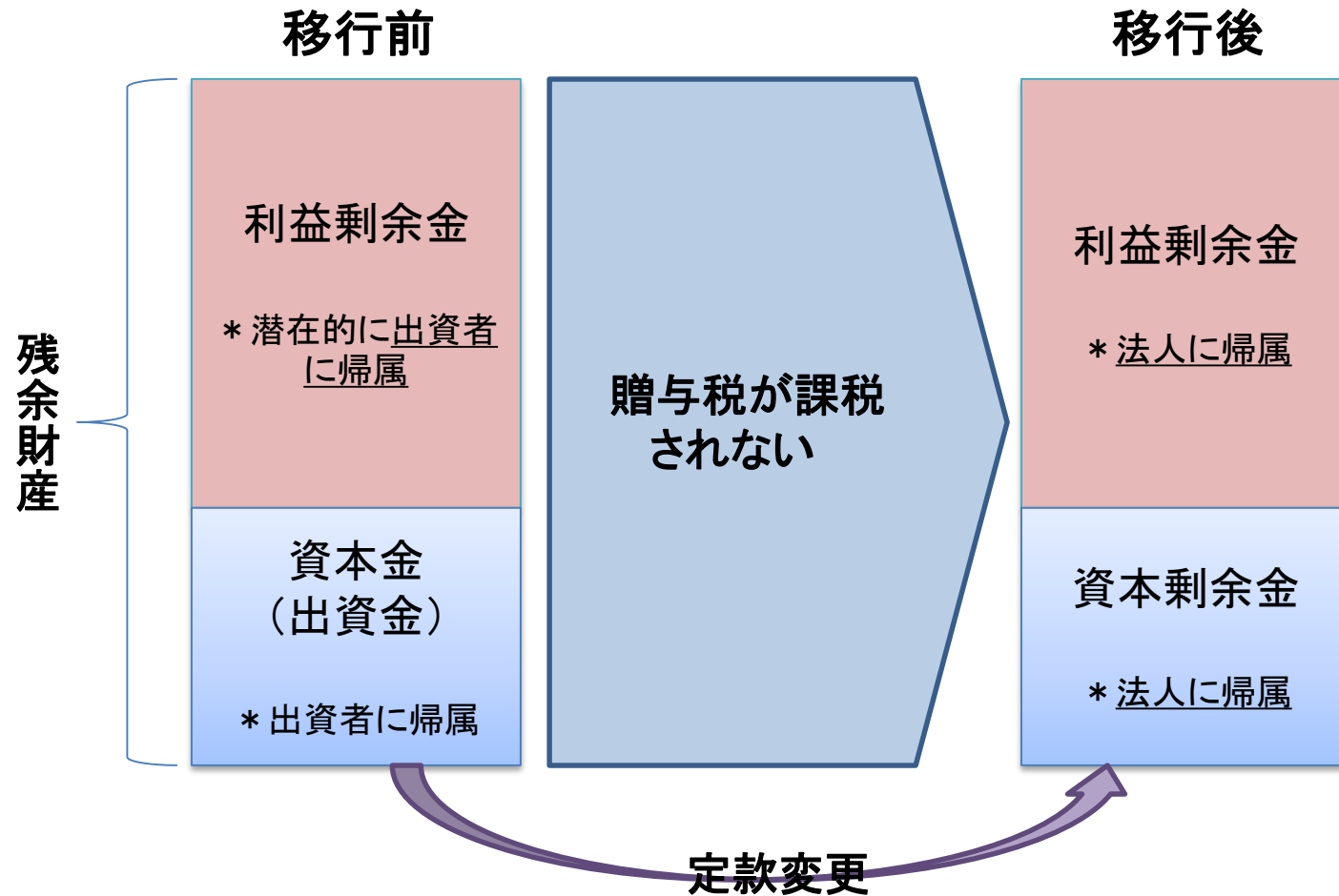


### Ⅲ. 出資持分の定めのある社団医療法人から 出資持分の定めのない社団医療法人への移行時の問題点

b) 出資持分を放棄した場合(イメージ図)



# IV. (改正)認定医療法人 (イメージ図)



### 非課税基準

- ・厚生労働大臣の一律認定
- ・認定要件  
社員総会の決議 等
- ・運営の適正性  
法人関係者に特別な利益を与えないこと 等
- ・新法人移行後6年間の運営の適正性の確保

## V. 新医療法人移行時の相続税・贈与税非課税基準の相違点

	原則及び旧認定医療法人	特例・改正認定医療法人
取扱いの方法	税務署の個別判断	厚生労働省の一律認定
非課税基準	相続税施行令第33条3項、 相続税関係個別通達14 に準拠していること	厚生労働省施行規則第 56条～第60条に準拠して いること